

富田林市浄化槽整備推進事業に関する特定事業の選定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 6 条の規定により、富田林市浄化槽整備推進事業を特定事業として選定したので、P F I 法第 8 条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表する。

平成 1 7 年 8 月 1 1 日

富田林市長 多田 利喜

1 事業概要

富田林市浄化槽整備推進事業（以下「本事業」という。）とは、P F I 法に基づき、当該特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）が、富田林市（以下「市」という。）と事業契約を締結し、実施する事業（以下「P F I 事業」という。）をいい、次のとおりである。

（1）事業名

富田林市浄化槽整備推進事業

（2）事業の実施場所

「富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例」第 3 条第 1 項に規定する区域

（3）事業内容

- ア 処理区域内における合計約 4 5 0 基を目標とした浄化槽の設置。
- イ 本事業で設置された浄化槽と、市民が保有する既設浄化槽で、市に移管された浄化槽の保守管理（汚泥の清掃業務を除く。以下同じ。）、軽微な補修の実施。

（4）事業期間等

- ア 事業期間は契約日から 1 0 年とする。選定事業者は、この間、処理区域において、浄化槽の設置、浄化槽の保守管理、軽微な補修を実施する。
 - イ 浄化槽の設置工事期間は、上記期間のうち契約日から概ね 6 年間とする。
- なお、1 1 年目以降は、本事業とは別の委託事業とする。

（5）事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、処理区域内において、選定事業者が浄化槽を設置し、完成後、市がその浄化槽を買取った上で、当該選定事業者が事業期間中におけ

る保守管理、軽微な補修を遂行する方式（以下「B T O」方式という。）により実施する。

（6）施設の技術基準

浄化槽は高度処理型（窒素除去型以上）の性能を有するものとし、本体及び関連管渠の設置並びに保守管理に関する技術基準は、国及び大阪府等の技術基準を満足するものとする。

2 本事業の評価内容

本事業において、市が自ら実施する場合と P F I 事業により実施する場合とについて、定量的評価方法及び定性的評価方法の 2 つの方法を用いて比較することによって、特定事業の選定における客観的評価を行った。

（1）コスト算出による定量的評価

ア 算出に当たっての前提条件

市が自ら実施する場合(直営方式)と P F I 事業により実施する場合 (PFI 事業方式)とにおいて、事業期間に市財政に与える負担の予想額を比較するにあたり、設定した主な前提条件は次のとおりである。

項 目	市が自ら実施する場合	PFI 事業により実施する場合
事業期間	6 年間	6 年間
設置単価	市で試算した額	市試算額の 90%
維持管理単価	市で試算した額	市試算額の 80%
職員配置	2 ～ 3 人	1 人
起債元金償還	30 年償還 (5 年据置)	
起債利息	年利 2.0%	
リスク	算入しない。	
使用者負担金	市で設定した額	市設定額の 90%
使用料	2,300 円/月・ヶ所	
割引率	2.0% (長期プライムレート 2.0%と想定)	
コスト計算期間	40 年間 (平成 17 年～平成 56 年)	

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、本事業に応募した者の提案内容を制約するものではない。

イ 算出方法及び評価の結果

上記の前提条件をもとに、市が自ら実施する場合とPFI事業により実施する場合の財政負担額、またPFI事業で削減される財政負担削減、さらに、それぞれの財政負担額等を割引率(長期プライムレート:2%で設定)で除することにより、現在価値に換算した額については、次のとおりである。

項 目	金額 (現在価値)
① 市が自ら実施する場合	2,027 百万円 (1,317 百万円)
② PFI事業により実施する場合	1,021 百万円 (665 百万円)
財政負担削減額 ①－②	1,006 百万円 (652 百万円)

注) 530 基の新設及び 630 基(新設+既設)の保守管理 (汚泥清掃業務を含む。) で算出評価

この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、PFI事業により実施する場合は、40年間における市の財政負担額が、約1,006百万円(現在価値約652百万円)削減されるものと見込まれる。

ウ 選定事業者に移転されるリスクの検討

本事業に投資した費用とその効果(以下「VFM」という。)の算定に当たっては、本事業におけるリスクを定量化して、市の財政負担の見込額に加算することが望ましいが、本事業については国庫補助事業であること、単年度ごとに所有権を移転するBTO方式であることから、リスク移転相当分は算入しないこととした。

(2) PFI事業により実施することの定性的評価

PFI事業により実施した場合の民間事業者による経営能力、技術能力等の活用による定性的評価や、その効果としては、次のようなものが見込まれる。

ア 浄化槽の維持管理水準の向上

個人設置型浄化槽の場合は、維持管理に関する手続きや実施は、すべて設置者個人の金銭的負担で行われてきたこと等の要因から、維持管理が疎かになり、法定検査の受検率は低い水準に止まってきた。また、市町村設置型浄化槽により、維持管理等の業務を市が実施する場合においても、設置業務、保守点検業務、汚泥清掃業務、法定検査業務の発注がそれぞれの業務ごとに行われるため、浄化槽処理機能を最大限に発揮させるために必要な各業務間の協力・連携は難しく、一貫した処理システムの構築の必要性が問われている。

一方、PFI事業で実施する手法では、市から受託した選定事業者が、法令等の規定に準拠して、設置から維持管理までを一括して実施することが可能となり、各業務の適正かつ的確な連携のもと、維持管理水準においても格段の向上が期待できる。

イ 単独処理浄化槽の撤去推進による環境改善

トイレ排水のみを処理する単独処理浄化槽では、台所、風呂等の生活排水は未処理のままで排出するため、生活環境保全上の大きな問題となっている。単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替えることは、生活排水対策の推進、公共水域の水質改善の面からも大きな前進となる。P F I 事業により実施する場合、選定事業者における住民サービスの提供等、市による従来方式では不可能な業務遂行努力の行使が可能であり、それらの適切な業務努力において、より早期のかつ広域的な単独処理浄化槽の撤去が期待できる。

ウ 住民サービスの向上

P F I 事業により実施する場合、長期一括契約の効果により、選定事業者においては設置費の軽減が可能となり、その結果、住民負担となる設置における負担金についても軽減が可能となる。さらに、民間事業者の技術と創意工夫により、本来は住民負担となる関連費用に対しても、効果的で質の高いサービスの提供も期待できる。

エ リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を市と選定事業者との間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

3 総合的評価

本事業は、P F I 事業で実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、定量的評価において約 1,006 百万円（現在価値約 652 百万円）の市財政負担額の削減が達成されることが見込まれる。また、住民の負担金の軽減等、住民サービスの向上、浄化槽の維持管理水準の向上などの効果も期待できる。

以上のことから、本事業をP F I 事業として実施することが適当であると認め、P F I 法第6条に基づく特定事業として選定して推進することとする。